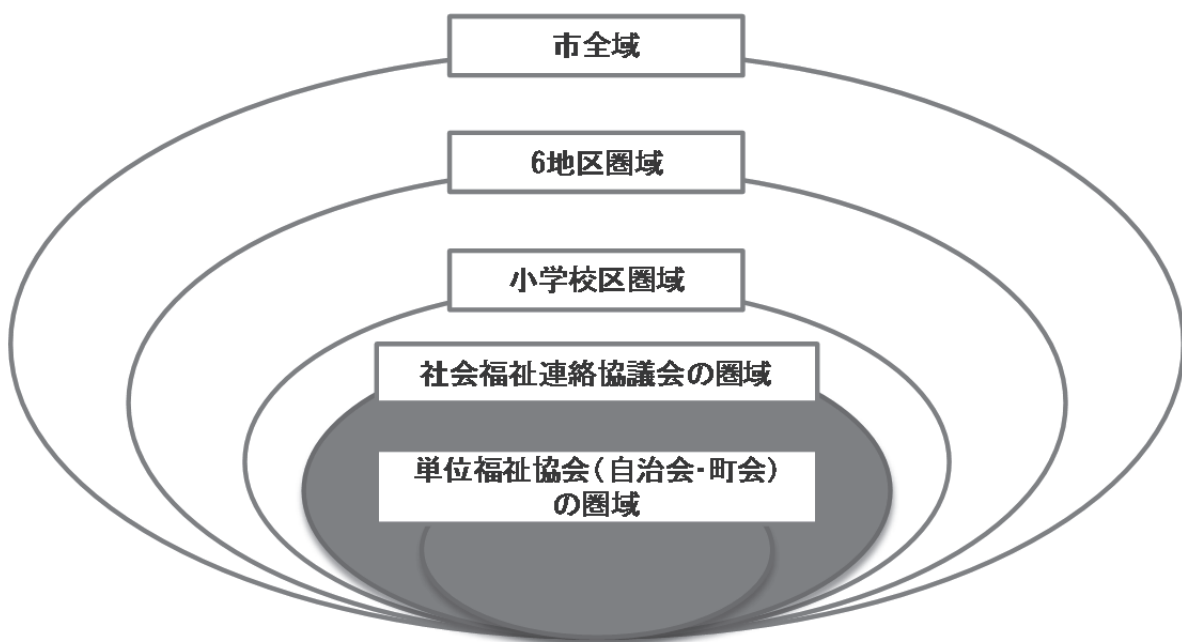


6 圏域（活動エリア）の考え方と重層的なネットワーク

(1) 圏域（活動エリア）の考え方

- ❑ 地域福祉を推進していくためには、お互いが顔の見える身近な地域で活動できることが大切と考えられます。しかし、多様な価値観、考え方をもつ市民の活動の範囲は、世代や地域、活動内容によって様々です。
- ❑ 第2期地域福祉計画においては、市の地域福祉の施策を推進するために地域の住民や団体等の参画を得て、より身近でありながら、ボランティアやNPO法人、社会福祉法人、専門機関等ともそれぞれ連携しやすい圏域として、社会福祉連絡協議会の圏域を「身近な生活圏域」としました。
- ❑ しかしながら、市内では社会福祉連絡協議会の圏域に加え、単位福祉協会（自治会・町会）の圏域や小学校区圏域をはじめとした様々なエリアにおいても、地域の課題が話し合わせ、活動が行われています。
- ❑ 第3期計画においても、引き続き、社会福祉連絡協議会の圏域を「身近な生活圏域（見守り・つながり・支えあい推進エリア）」とするものの、市民が自分のライフスタイル等に合わせて主体的に参画できるよう、自治会・町会の圏域だけでなく小学校区圏域も含めて次のような重層的な圏域設定を行い、圏域ごとに連携・推進の仕組み等を検討していきます。
- ❑ こうした行政が定めた圏域設定以外にも、他の地域に住む人や会社、学校などの様々なつながりの中で、その人らしく活動に参画していくことも大切なことに留意し、多様な考え方をもつ市民の幅広い活動への参画意識を醸成します。また、圏域ごとのネットワークの枠を超えて、地域課題の解決に向けて既存の組織以外ともつながっていくことも意識して取り組みを進めます。

【重層的な圏域設定のイメージ図】



※イメージ図ですので、実際の圏域では、これと異なる場合があります。

(2) 重層的な圏域設定とネットワーク

①社会福祉連絡協議会圏域、自治会・町会圏域（見守り・つながり・支えあい推進エリア）

支援を必要とする人を早期に発見し、必要なサービスにつなぐなど適切な支援が行われるためには、まずは近隣住民、自治会・町会、民生児童委員などによる日頃の地域のつながり、支えあいづくりが大切です。そのためには、社会福祉連絡協議会の圏域を基本としつつも、市民一人ひとりが身近に感じる様々な圏域において、サロンや見守り安心委員会などの地域福祉活動を通して、地域の生活福祉課題を住民同士で気軽に話し合う場が必要です。

第3期計画では、こうした地域の生活福祉課題について定期的に住民同士が話し合う場を地域福祉社会議として捉え、身近な生活圏域で住民が主体となり様々な話し合いが行われるよう、市社会福祉協議会とともに取り組みます。

また、地域の課題解決に向けたつながりづくりや地域の活動を通じて発見された福祉のニーズや課題を専門機関等の相談支援ネットワークへつなぐことなどに取り組む市社会福祉協議会（社会福祉協議会支部事務局含む）の相談支援機能の充実に向けた支援を行います。

②小学校区圏域（子どもの支援を中心としたつながりエリア）

子どものシチズンシップを高め、次の世代の地域社会の担い手が育まれる地域をつくっていくことは、地域福祉の推進にとって重要なことです。

現在、小学校を中心に地域で学校を支える取り組みなど、子どもに関する支援が小学校区圏域で始まっているところがあります。こうした小学校区圏域を基盤としたネットワークづくりを進めます。

③6地区圏域（専門サービスを中心としたつながりエリア）

6地区ごとに設置する介護保険制度における協議体をベースに、地域の団体、専門機関や幅広い市民など多様な活動の主体が参画し、支援の必要な個別ケースや、地域全体で取り組むべき課題について共有、検討、解決を図る場として（仮称）地域福祉ネットワーク会議の設置を市社会福祉協議会とともに取り組みます。

この（仮称）地域福祉ネットワーク会議では、地域だけでは解決が難しい課題について、住民と専門機関などの多様な主体が協議し、課題解決に向けて検討します。

また、その課題の解決に専門的な支援が必要となる場合には、市内2カ所に設置される（仮称）保健福祉センターにおける総合相談窓口を中心とした相談支援のネットワークや、地域ケア個別会議などの対象者別の会議体とも情報共有、連携しながら一体的に取り組めます。

あわせて、自治のまちづくりに向けた「地域振興のあり方」とも整合性を図りながら、取り組みを進めます。

④尼崎市全域（公的サービス整備エリア）

対象者別、制度別に限定されない幅広い福祉課題等を全市的に共有し、課題に対応する施策等を協議するため、既存の会議体を整理、集約した（仮称）地域福祉推進協議会の設置に取り組みます。

ここでは、（仮称）地域福祉ネットワーク会議の内容の共有、各地域での実践や社会資源等の他の地域活動へのつなぎ、行政の各業務への反映や、各圏域の取り組みを通じて把握された地域の生活福祉課題に対応する制度の施策化等の意見交換を行います。

また、この（仮称）地域福祉推進協議会の協議内容を具体化するために、「あまがさき地域福祉計画」庁内推進会議において、庁内関係各課が協議、検討を行うほか、庁内関係各課の円滑な連携を図るとともに、関係各課が実施する対象者別の会議体での支援との調整を行います。

重層的な圏域と地域課題共有・解決ネットワーク（イメージ図※）

※イメージ図ですので、実際の圏域とは異なる場合があります。

